

公共工事に伴い豊田市が使用する土質改良プラントの届出基準

(目的)

第1条 この基準は、豊田市(以下「市」という。)が環境保全及び資源の有効活用を推進するため、建設発生土の処理及び改良土の使用に関する取扱事務要領(平成15年3月20日制定)に基づき、市が発注する公共工事(以下「工事」という。)に伴い生じる建設発生土の再利用処理及び使用する改良土を取扱うための土質改良プラント(以下「プラント」という。)の届出基準等について、必要な事項を定めるものとする。

(設置場所の原則)

第2条 プラントの設置場所は、原則として市内とする。

(建設発生土の受入条件)

第3条 プラントは、次に掲げる条件に基づき、建設発生土を受け入れなければならない。

- (1) 第4種建設発生土以上のものであること。
- (2) 臭気、悪臭を放たないものであること。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」上の廃棄物に該当しないものであること。
- (4) 建設発生土の岩の混入率が、10%以下かつ一つの岩が30cm以下のものであること。

(改良土の品質基準)

第4条 プラントは、次の品質基準を満たした改良土の供給が可能でなければならない。

- (1) 第2種改良土以上のものであること。
- (2) 生産過程に使用する固化材が、生石灰であること。
- (3) 最大粒径40mm以下であること。
- (4) 修正CBR20%以上であること。
- (5) 木片、プラスチック類、金属類及び有害物質等の産業廃棄物が混入していないこと。

(改良土の品質管理等)

第5条 プラントは、改良土のコーン指数を、締固めた土のコーン指数試験(JIS A 1228)で毎日品質管理を行うとともに、年2回以上の品質試験を実施しなければならない。この場合、コーン指数とCBR値との関係は、事前に室内試験等により確認が必要である。

- 2 前項の品質試験は、別表に示す試験機関、試験頻度、試験項目及び試験方法で実施しなければならない。
- 3 プラントは、市の求めに応じて、品質試験結果(品質証明書)を発行しなければならない。

(建設発生土及び改良土の数量管理)

第 6 条 プラントは、市の工事に伴う建設発生土の受入量及び改良土の搬出量をトラックスケールで計量するとともに、受入及び出荷伝票の発行等により数量を証明しなければならない。

(その他の要件)

第 7 条 プラントは、前各条に定めるもののほか、次の要件を満たさなければならない。

- (1) プラントは、関係法令等に抵触せず、必要な許可を得て設置されていなければならない。
- (2) プラントは、受入可能数量、出荷可能数量を随時管理しなければならない。

(プラントの届出手続き等)

第 8 条 プラントの届出は、設置者がプラントの名称、設置場所、機種、処理能力、営業日等を品質試験結果を添付のうえ書面で市総務部技術管理課へ提出することにより行う。

- 2 総務部技術管理課は、前項の書面による届出内容を確認のうえ、書面を受理する。
- 3 総務部技術管理課は、前項の書面を受理した場合は、市が取扱いできるプラントとして、土質改良プラント一覧表に掲載し、関係職員に周知する。
- 4 総務部技術管理課は、プラントの改廃状況等を常に把握し、前項の土質改良プラント一覧表を定期的に加除修正する。

(雑則)

第 9 条 この基準に定めるもののほか、プラントの届出等については、市総務部技術管理課長が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第5条関係)

| 試験機関 | 公的試験機関 | 自社試験室又は民間、公的試験機関 |
|----------------|--|--|
| 試験頻度 | 1回以上/年 | 1回以上/年 |
| 試験項目及び 試験方法 | (1)修正CBR試験 (2)液性限界・塑性限界試験 (3)ふるい分け試験 | (1)土粒子の密度試験(JIS A 1202) (2)土の含水比試験(JIS A 1203) (3)土の粒度試験(JIS A 1204) (4)土の液性限界・塑性限界試験(JIS A 1205) (5)突固めによる土の締固め試験(JIS A 1210) (6)CBR試験(JIS A 1211) (7)修正CBR試験(舗装試験法便覧) (8)土のpH試験(JGS 0211) |

公的試験機関

(平成19年4月1日現在)

財団法人 日本品質保証機構中部試験センター

〒481-0043 北名古屋市沖村沖浦39 0568-23-0111

財団法人 日本品質保証機構中部試験センター名古屋建材試験所

〒459-8001 名古屋市緑区大高町川添83番地 052-622-5046

財団法人 東海技術センター

〒465-0021 名古屋市名東区猪子石二丁目710 052-771-5161

財団法人 東海技術センター三河試験所

〒441-8083 豊橋市東脇三丁目4-2 0532-34-7971

財団法人 名古屋市建設事業サービス財団名古屋市建設技術センター

〒454-0832 名古屋市中川区清船町一丁目3 052-361-3700

株式会社 愛建総合設計研究所

〒448-0813 刈谷市小垣江町亥新田20-2 0566-22-6100

工業標準化法第57条の規定に基づく認定試験事業者